

福智町奨学金制度のご案内

Fukuchitown Scholarships

給付型奨学金

田川市郡の広域政策のひとつで、学業が優秀かつ、生計の難しい人を優先に給付するものです。

対象学校 大学1年生、短大1年生、高専4年生、専修学校専門課程1年生、高等学校専攻科1年生

給付資格 以下の要件を全て満たす人

- ① 24歳未満の対象学校新入学生(Ｒ5年4月1日現在)
- ② 申請者本人又は保護者が福智町に住所を有する人
- ③ 田川市郡に住所を移して1年以上経過している人
- ④ 町税、使用料等に滞納がない人
- ⑤ 高等学校等(高等専門学校、高等専修学校高等課程含む)在籍時の学業成績の平均が5段階評価に換算して3.5以上程度である人
- ⑥ 本人及び本人と生計を一にする者の市町村民税所得割額の合計が、126,000円未満である人

受付期間 4月3日(月)～4月28日(金)

給付月額 3万円(入学支度金15万円(初年度のみ))

給付期間 奨学生が在学する正規の修学期間

※福智町給付型奨学金審議会の審査決定後、給付者への最初の振込は6月末となります。

募集人数 10人 ※奨学生は委員会の審議を経て決定

申請書類 以下の書類が必要です

- ① 福智町奨学生申請書(教育委員会窓口にあります)
- ② 住民票謄本(世帯全員が記載されているもの)
- ③ 在学証明書(学年が記載されているもの)
- ④ 高等学校等在学時の学業成績証明書等(第1学年から最終学年まで記載されたもの)
- ⑤ 課税証明書(又は非課税証明書)世帯全員分(本人含む)
- ⑥ 町税、使用料等の滞納のない証明書
- ⑦ その他必要と認められる書類

☎ 教育委員会 学校教育課(旧方城支所内) ☎ 22-1192

育英資金

経済的理由で就学が困難な学生に、学資を無利息で貸与する奨学金制度です。※貸与金は必ず返還が必要です。

貸与資格 以下の要件を全て満たす人

- ① 福智町に1年以上在住する人
- ② 高等学校以上に進学する人
- ③ 他の奨学金を受けていない人

申請書類 以下の書類が必要です

- ① 育英資金貸与申込書(学校教育課窓口で配布)
- ② 住民票(世帯全員分、本籍地は載せなくてよい)
- ③ 所得証明書(世帯全員分、申請者本人含む)
- ④ 在学証明書(学年が記載されているもの)

※育英資金貸与申込書には、学生本人と保護者の押印が必要です。

受付期間 4月10日(月)～5月10日(日)

※福智町育英資金貸与審議会の審査決定後、貸与者への最初の振込は6月末となります。

貸与月額

高校 国公立 1万円(入学支度金2万5千円)
私立 1万5千円(入学支度金3万円)

大学 国公立 2万円(入学支度金5万円)
私立 3万円(入学支度金6万円)

募集人数 高校生5人/大学生(短大含む)5人

☎ 教育委員会 学校教育課(旧方城支所内) ☎ 22-1192

若年者専修学校 修学資金貸与

職業に必要な技術や知識を取得する意欲がありながら、経済的理由で専修学校への就学が困難な人に対して資金を貸与します。※貸与金は必ず返還が必要です。

貸与資格 以下の要件を全て満たす人

- ① 町内在住者で令和4年度に中学・高校を卒業または、高校を中退した人。
- ② 申込日に専修学校に在学中の人
- ③ 他の就学金・奨学金を受けていない人

受付期間 4月4日(火)～4月21日(金)

入学支度金 10万円

貸与月額 5万3千円または3万円

※学校・課程で異なります。県指定の対象校についてはお問い合わせください。

※所得制限がありますので、詳細はお問い合わせください。

☎ 人権推進課 ☎ 22-7764



出産・子育て 応援給付金

厚生労働省が、妊娠時から出産・子育てまで一貫した「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体として実施する事業を創設。福智町では、妊娠・出産・育児を通した切れ目のない相談支援の対応とあわせて、出産・子育て応援給付金を支給します。

☎ 健康子育て支援課 健康係 ☎ 28-9500(3月末まで) ☎ 22-3700(4月から)

経済的支援

「出産応援ギフト5万円」「子育て応援ギフト5万円」を対象者に支給します。

対象者

- ① 令和4年4月1日以降に妊娠届出を提出した妊婦または令和4年4月1日以降に生まれたお子さまを養育する人
 - ② 申請の時点で福智町に住民基本台帳の記載がある人で、他の自治体で出産・子育て応援給付金の支給を受けていない人
- ※今後、妊娠・出産される全ての人を対象となる予定です。
- ※流産・死産の場合も給付されます。
- ※里帰り出産の場合の子育て応援ギフトは、産婦等の希望により、里帰り先の市町村で面談を受ける場合でも、住民票のある福智町での給付となります。
- ※所得制限はありません。

給付額

出産応援ギフト(妊娠届時の面談後) ▶ 妊婦1人につき5万円
子育て応援ギフト(赤ちゃん訪問後) ▶ お子さま1人につき5万円



申請の流れ

- ① 対象者には、通知や面談を通じてお知らせします。
- ② 申請書兼請求書、「各アンケート」を記入のうえ、本人確認の書類、口座が確認できる書類を添付し、同封の返信用封筒でご返送ください。
- ③ 申請内容を審査します。 ④ 給付決定を書面でお知らせします。 ⑤ 指定口座に振り込みます。

経過措置

- ① 遡及給付対象者にはすでに案内通知を送付しています。
- ▶ 令和4年4月1日から令和4年12月31日までに生まれたお子さまを養育する人
- ▶ 令和4年4月1日以降に妊娠届を提出し、令和5年3月以降に出産予定の妊婦に該当される人
- ② 令和5年1-2月までに出産された人には、**赤ちゃん訪問後**、出産応援ギフトと子育て応援ギフトを一括して給付します。

伴走型相談支援

保健師が中心となり、妊婦さんや子育て家庭をサポートします。

妊娠届出時の面談▶ すべての妊婦さんに面談やアンケート等を通じて、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行い、母子健康手帳を交付します。

赤ちゃん訪問時の面談▶ お子さまが生まれたすべてのご家庭に赤ちゃん訪問等で面談を行い、産婦さんの体調や子育ての状況、心配なことを伺います。必要な子育て支援サービスを案内するなど継続した支援を行っていきます。

※上記の面談の際に、「出産応援ギフト」「子育て応援ギフト」のご案内をします。